

契約図書

位置図

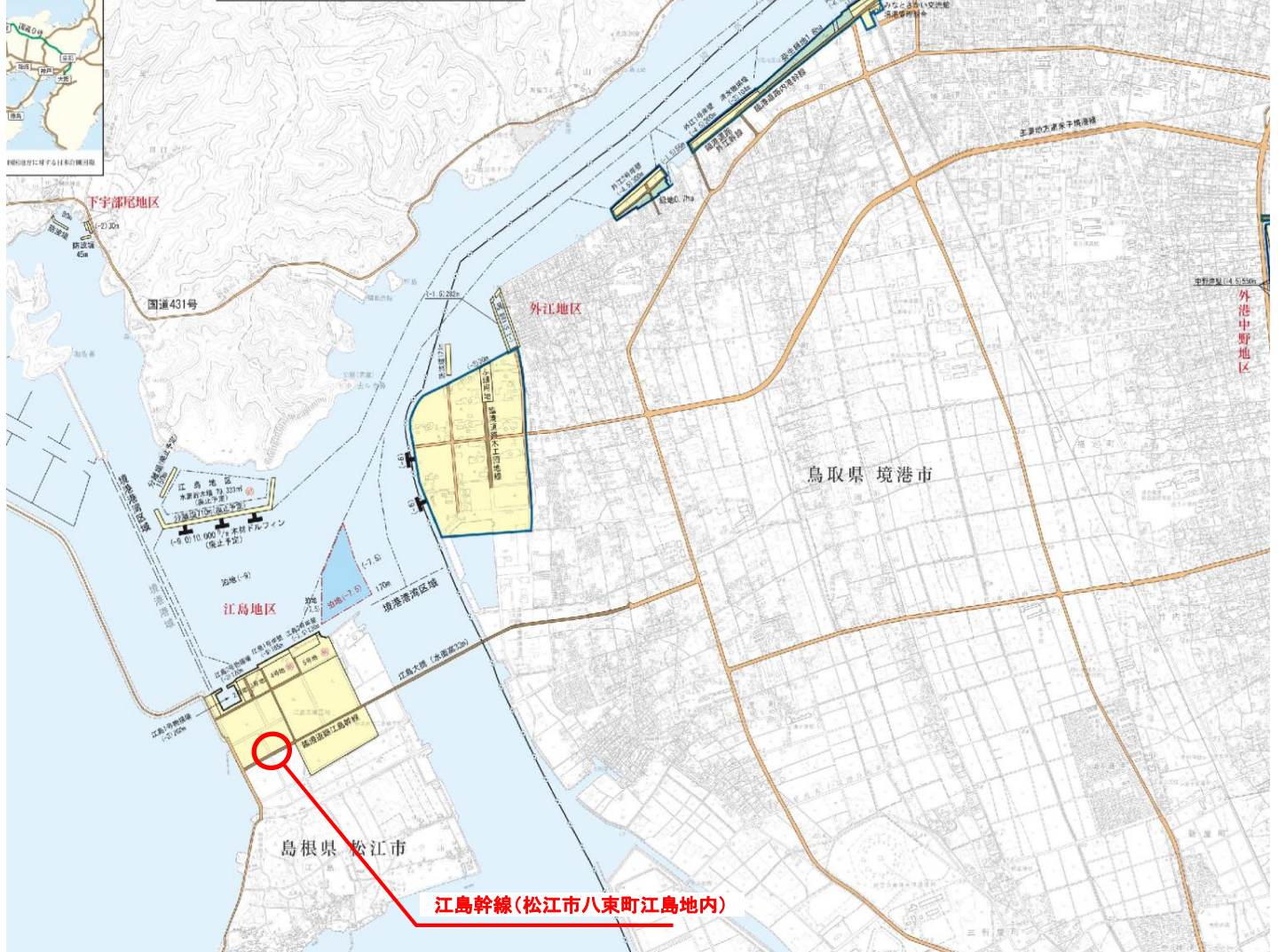


| | | | | | | | |
|--------|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ナホトカ | 460 | 海田 | 54 | 吉小牧 | 616 | 冬吉屋 | 621 |
| ウツボタツク | 467 | 西郷 | 44 | 圓路 | 717 | 四日市 | 616 |
| ホノコシ | 1313 | 紐船 | 123 | 狸内 | 742 | 清水 | 603 |
| 高嶺 | 1060 | 萩橋 | 146 | 杉屋 | 716 | 西原 | 371 |
| 基飽 | 891 | 金沢 | 202 | 岡 | | | |
| 上海 | 607 | 七尾 | 276 | 壱 | | | |

江島地区江島幹線(改良)工事(国補正)

■各都市へのアクセス

| 区間 | 時間 | 備考 | 区間 | 時間 |
|--------|--------|-------|-------|--------|
| 境港～米子 | 10分 | 自動車 | 境港～米子 | 30分 |
| 米子～東京 | 80分 | 1日6往復 | 境港～松江 | 30分 |
| 米子～ソウル | 90分 | 週3往復 | 米子～岡山 | 2時間 |
| 米子～高松 | 3時間40分 | | 米子～大津 | 3時間30分 |
| 米子～高尾 | 3時間40分 | | 米子～高尾 | 3時間40分 |
| 米子～米子 | 30分 | | 松江～広島 | 2時間 |
| 米子～高松 | 3時間20分 | 岡山乗換 | 松江～尾道 | 2時間30分 |
| 米子～高松 | 2時間50分 | | | |
| 米子～岡山 | 2時間10分 | | | |



特記仕様書①適用一覧

| | |
|-----|---------------------|
| 工事名 | 江島地区江島幹線（改良）工事（国補正） |
|-----|---------------------|

当該工事の実施に当たり適用する特記仕様書は、「特記仕様書①一覧表」の「適用」欄に○印がある特記仕様書である。ただし、契約後、変更指示等で適用対象とする場合がある。

（○印のない特記仕様書は、本工事適用外）

特記仕様書①一覧

| 適用 | 特記仕様書名 |
|----|--------------------------------------|
| | 09_取得補償立木の伐採に関する特記仕様書 |
| | 15_急傾斜地崩壊対策工事特記仕様書 |
| | 16_現場代理人の兼務に関する特記仕様書(様式) |
| | 16-1_現場代理人の兼務に関する特記仕様書（特記仕様書例：東部・隠岐） |
| | 16-2_現場代理人の兼務に関する特記仕様書（特記仕様書例：西部） |
| | 21_アンカー工に関する特記仕様書 |
| | 22_鉄筋挿入工に関する特記仕様書 |
| ○ | 28-1_週休2日工事特記仕様書〔土木部編（空港・森林土木工事 含む）〕 |
| | 28-1_週休2日工事特記仕様書〔農林水産部編〕 |
| | 28-1_島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編） |
| | 31-1_快適トイレに関する特記仕様書 |
| | 31-2_快適トイレ（様式1） |
| | 33_運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書（農業農村整備編） |
| | 37_伐採工に関する特記仕様書 |
| | 38_暗渠排水工に係る特記仕様書（農業農村整備事業） |
| ○ | 39-1_建設工事ウィークリースタンスに関する特記仕様書 |
| | 39-2_ウィークリースタンスに関する実施報告書 |

※「特記仕様書①一覧」に掲げる特記仕様書は、島根県ホームページに一括掲載する。

技術管理課ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/

※特に指示がない限り、入札公告（通知）日に適用されている特記仕様書を適用する。

※本工事に適用する特記仕様書は、この「特記仕様書①一覧」に示す特記仕様書のほか、個別に添付しているものがあるので注意のこと。

島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。

1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。
- (2) 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。
- (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

3 実施報告

(1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

(2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。なお、現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、現場閉所通期4週8休以上の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

5 履行証明書

受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日を確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

《参考》

本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html

建設工事ウィークリースタンスに関する 特記仕様書

当工事は、受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

また、受注者は、最終契約金額が税込み5千万円以上となった場合、工事完成までにウィークリースタンス実施報告書（別紙）を作成し、電子納品（電子媒体：04_その他）にオリジナルデータ（EXCEL）のまま格納の上、提出すること。

1. 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
- ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
- ③ 資料作成依頼を勤務時間外に行わない。

※「勤務時間」は受注者側における雇用上の正規の勤務時間帯

「施工時間」とは勤務時間から現場における準備及び片付けに要する時間を除いた時間帯

なお、勤務時間と施工時間については、受発注者間で行う初回協議時に「目安の時間」を双方で確認する。

2. 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。

- ④ 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

3. 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

- ⑤ ワンデーレスポンス（受注者から発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。

- ⑥ 三者会議を積極的に開催する。

- ⑦ 「工事に係る受注者提出書類のチェックリスト」を参考に、不必要な資料は求めない、提出しない。

- ⑧ 立会等（打合せや協議含む）において、遠隔臨場を積極的に活用する。

- ⑨ 受発注者間の帳票類によるやり取りは、「島根県発注工事等における情報共有システム実施要領」に基づき情報共有システムを積極的に利用する。

[当初設計額5千万円（税込み）以上の場合は、原則として利用する]

- ⑩ 現地状況が異なる場合等に当たっては、発注者と遅滞なく協議・調整する。

- ⑪ 「工事一時中止に係るガイドライン（案）」又は「工事一時中止に係るガイドライン（農業農村整備事業）（案）」に則り、適切な措置を執る。

- ⑫ 「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き（案）」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

- ⑬ 検査書類限定型工事の試行対象である場合には、「検査書類限定型工事試行要領」に基づいた検査を行う。

再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

(1) 砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

| 資 材 名 | 規 格 | 使 用 箇 所 | 備 考 |
|--------------------|----------------------|--------------------|-----|
| 再生クラッシューラン | R-C | | |
| 再生砂 | R-S | | |
| 再生密粒度アスファルト・コンクリート | 骨材の最大粒径 13mm・20mm | | |
| 再生粗粒度アスファルト・コンクリート | 骨材の最大粒径 20mm | | |
| 再生改質アスファルト・コンクリート | 骨材の最大粒径 20mm | 松江市八束町江島地内 江島幹線 | |
| 再生アスファルト安定処理 | | | |
| 改良土 | 第一種改良土 | | |

(2) 植生基盤材

1) チップ吹付工法による場合

【木材チップ植生基材吹付工による場合】

| 資 材 名 | 標準配合(1m ³ 当り) | | 使 用 箇 所 | |
|---|--------------------------|------------------|--------------------|------|
| | 材 料 | 数 量 | | |
| 木材チップ 植生基材吹付工 基盤材 ※右記工法を標準とする。 | 工法 1 | 木材生チップ(38mm以下) | 1,500 ℓ | 切土法面 |
| | | 添加材(土壤微生物活性酵素) | 50 kg | |
| | | 高度化成肥料(15-15-15) | 4 kg | |
| | | 浸食防止剤(高分子系樹脂) | 5 kg | |
| | 工法 2 | 木材生チップ(38mm以下) | 1.5 m ³ | |
| | | 緑化基盤材 | 400 ℓ | |
| | | 肥料(遅効性) | 4 kg | |
| | | 高度化成肥料(15-15-15) | 4 kg | |
| | | 接合剤 | 0.5 kg | |
| | | 団粒化剤(※ラス無しの場合) | 25 kg | |
| | 工法 3 | 木材生チップ(38mm以下) | 1,500 ℓ | |
| | | 肥料(遅効性) | 4 kg | |
| | | 高度化成肥料(15-15-15) | 4 kg | |
| | | 結合剤 | 30 kg | |
| | 工法 4 | 木材生チップ(38mm以下) | 1.2 m ³ | |
| | | 緑化補助材 | 320 ℓ | |
| | | 高度化成肥料(15-15-15) | 4 kg | |
| | | 肥料(遅効性) | 4 kg | |
| | | 浸食防止剤(※ラス有の場合) | 4 kg | |
| | | 無機質安定材(※ラス無の場合) | 16 kg | |

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【木材チップ植生基材吹付工以外の木材チップ吹付工法による場合】

| 資材名 | 配合(1m ³ 当り) | | | | 使用箇所 |
|----------------------|------------------------|--|--|--|------|
| リサイクルチップ による植生基盤材 | | | | | |
| | | | | | |

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【建設発生木材(木材チップ)を法面保護工事で再生利用する場合】

また、チップ吹付工で使用する木材チップは、下記再生材を使用する。

| | | |
|-----------|-------------------|--------|
| 木材チップ保管場所 | 事業地内〇〇付近 | |
| 木材チップ保管量 | 〇〇〇m ³ | |
| 木材チップ規格 | 〇〇mm以下 | 38mm以下 |

2) チップ吹付工以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

【木材チップ現地破碎工で伐採木等の運搬、木材チップの運搬が生じる場合】

3) 建設発生木材(木材チップ)を法面保護工事で再生利用する場合の伐採木等の運搬について

①運搬計画について

本工事では、木材チップの吹付工等に使用するため、工事区域外に破碎ヤードを設けて伐採木等の現地破碎を計画している。これに伴い生じる伐採木等及び木材チップの運搬について、運搬車両は仮定規格、運搬台数は概算数量として下記のとおり見込んでいる。

| 運搬区分 | ダンプトラック規格 | 運搬台数 |
|---------|-----------|------|
| 伐採木等運搬 | t | 台 |
| 木材チップ運搬 | t | 台 |

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬計画(運搬車両規格、荷台寸法、計画台数)を立案し施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し受注者の責による場合はこの限りではない。

②運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2~3m程度に切断し、雑木や枝葉等がかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、現地破碎の処理で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

③運搬に係る管理について

運搬車両の規格・荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影して管理資料に添付すること。

④運搬台数の取扱いについて

運搬台数については、木材チップ破碎量を基に算出するものとし、伐採木等の運搬ではダンプトラック1台あたりの積載量(空m³)で、木材チップの運搬では荷台容積で割り戻して必要な運搬台数を算出し設計変更の対象とする。

ただし、受注者において②の積込状態で満載した伐採木等の運搬車両及び木材チップの運搬車両それぞれの積荷の単位体積重量(t/m³)を計測し、これをもとに木材チップの空m³換算係数を算出して運搬台数の根拠とする場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。なお計測した運搬車両の荷姿検測・積載重量計測状況を撮影して併せて監督職員に提出するものとする。

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

3. 再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃瓦及び碎石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

(1) 再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第2編 材料編 表2-2-4 再生碎石の粒度、第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第6節一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表3-2-16 下層路盤の品質規格 の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

1) P Iは規定しない。

2) コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は50%以下とする。

(ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験(13~5mmのもの))

【下層路盤材以外の使用で、上記を準用する場合】

下層路盤材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。

【下層路盤材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

4. 再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。(参考値として配合割合を記載すること)

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注) 再生碎石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるため、注意すること。

5. 再生砂の原材料は、コンクリート塊、廃瓦とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等を有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。ただし、コンクリート塊を原材料に含む再生砂の六価クロムの溶出量試験を、受注者において1工事に1回以上行い基準を満足することを確認しなければならない。

(1) 再生砂の品質

埋め戻し材として使用する場合の品質は、下記のとおりとする。

1) 最大粒径は10mm以下とする。

2) 0.075mmふるい通過量は10%以下とする。

【埋め戻し材以外の使用で、上記を準用する場合】

埋め戻し材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。

【埋め戻し材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 環境基準

1) コンクリート塊を原材料として使用している場合は、再生砂として土壌汚染対策防止法施行規則の六価クロムの溶出量基準0.05mg/l以下であること。

2) 廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

6. 再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、10~50%とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けなければならない。なお、改質アスファルトを使用する再生加熱アスファルト混合物は再生骨材の配合率を10%以下とする。

ただし、アスファルト混合物事前審査認定混合物は除く。

7. 植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生木材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質＋有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合剤、種子、水等を混合投入し、十分練り混ぜること。

【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再生利用する場合】

8. 本工事で行うチップ吹付工で使用する木材チップについて、受注者は契約後直ちにチップ量の計測を行い、計測結果を監督員に報告し引渡を受けること。引渡後は受注者の責任において適切に管理するとともに、引渡を受けた木材チップの利用計画を立て監督員と協議すること。

木材チップの不足および余剰が判明した場合は、速やかに監督員と協議すること。余剰の木材チップを他の工事で使用する計画がある場合は、工事完成検査時に監督員と協議の上決定した引渡場所に、下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。木材チップが不要となった場合は、産業廃棄物として適正な処分を行うこと。

- (1) 降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5 m以下とすること。
- (2) 囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを木材チップの周囲に設置すること。
- (3) 掲示板の設置：60 cm×60 cm以上の表示板に下記掲示すべき事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。

掲示すべき事項

- 1) 保管者の名称、2) 連絡先(住所、電話番号、担当部署名)
- 3) 保管量 m³、4) 保管期間 R 年 月 ～ R 年 月

9. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

| 工 程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
|-------------|--|---|
| ①仮設 | 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（路面切削工） | その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

※当てはまる□に「レ」印を記入。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 特定建設資材 廃棄物の種類 | コンクリート | アスファルトコンクリート | 木 材 |
|------------------|--------------|--------------|-----|
| 施設の名称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 受 入 時 間 | | | |
| 仮 置 き 等 | | | |
| 受 入 条 件 | 最大粒径 cm程度 | 最大粒径 cm程度 | |
| 備 考 | | | |

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|--------------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____万円

概算数量に関する特記仕様書（案）

1. 本工事において、下記項目の数量は概算数量である。概算数量とは、標準断面図等において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量のことをいう。

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 |
|-------|----------|----------------|-------|
| 路面切削工 | t=5cm | m ² | 1,200 |
| 表層工 | t=5cm | m ² | 1,200 |
| 区画線工 | 溶融式 | m | 371 |
| 区画線工 | ペイント式 加熱 | m | 98 |
| 区画線工 | ペイント式 常温 | m | 103 |

2. 概算数量として扱う項目は、着工前に監督員と協議し、変更設計図面および工事数量を工事打合せ簿により確定すること。
3. 概算数量は、必要に応じて設計変更するものとする。

工期に関する特記仕様書（土木（港湾・空港除く））

1. 当初工期の日数算出方法

積み上げ方式による工期設定

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

制限なし

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- i) 工期は、雨天・休日等2日（雨休率0.8）を見込み、設定している。
なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

| | |
|--|------|
| 総工期 | 84日間 |
| ①準備期間 | 60日間 |
| ②後片付け期間 | 20日間 |
| ③雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0.8 |
| ④雨休率以外の作業不能期間 | 0日間 |
| ⑤施工パーティ（班）数 | 1班 |
| ⑥備考（①～⑤以外で特別に工期に影響のある事項等） | 0日間 |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：35日/年

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日/年

（小数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年の気象庁（松江観測所）及び環境省（松江地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

- ii) 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であることを速やかに確認しなければならない。
なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合には、「土木工事における適正な工期設定のガイドライン」に基づき、工期の変更に応じるなど適切な措置を講じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の特記仕様書

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、地域外から労働者を確保したことにより、建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（建設工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - 1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：11.25%
 - 2）現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.27%
- 3 労働者を地域以外から確保せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と「労働者確保に係る実施計画書（様式1）」、提出書類により必要性を示し協議するものとする。
- 4 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、建設工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類を持って設計変更を行うものとする。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 8 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|---------|---|--|
| 1. 工程関係 | 1. 関連する別途発注工事 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし | 調整項目 <input type="checkbox"/> 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別途発注工事に連続した施工位置の調整) 調整が必要な工事名: 江島地区江島幹線(改良)工事 調整が必要な工事の工期: 令和7年3月26日 |
| | 2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし | 制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 夜間施工(20:00-6:00を想定) 施工方法: |
| | 3. 他機関等との協議が未完了 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし | 協議機関名: 協議完了見込み時期: |
| | 4. 他機関等協議による工程条件 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし | 制限される工種名: 施工期間: |
| | 5. 占有物件工事との工程調整 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし | 占有物件名 <input type="checkbox"/> 電気 (工事時期:) <input type="checkbox"/> 電話 (工事時期:) <input type="checkbox"/> 水道 (工事時期:) <input type="checkbox"/> ガス (工事時期:) <input type="checkbox"/> その他 (工事時期:) |
| | 6. 漁業協同組合との調整 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし | 漁業協同組合名: 八東中海漁協 内水面漁業協同組合については島根県公共工事共通仕様書特記事項による |
| | 7. 工期 | 予定工期: 令和7年8月25日 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。 |
| | 8. 週休2日工事の試行対象工事 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし | |
| | 9. その他 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし | 内容: |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|---|--|---|
| 2. 用地関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small> | 1. 用地補償物件の未処理箇所 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. 完了見込み時期: |
| | 2. 仮設ヤードの指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 使用期間: 別添図面等 <input type="checkbox"/> ヤード位置図 <input type="checkbox"/> ヤード平面図 (面積: m ²) 使用条件・復旧方法: 占用料又は借上費 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 |
| | 3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |
| 3. 公害対策関係 | 1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> その他 () |
| | | <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名: <input type="checkbox"/> その他: |
| | | <input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種: |
| | | <input type="checkbox"/> 作業時間 () |
| | | <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 2. 事業損失防止に関する調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 近隣家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地下水位等の調査 <input type="checkbox"/> その他 () 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 別途協議 |
| | 3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|--|--|--|
| 4. 安全対策関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small> | 1. 交通安全施設関係の指定 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員の配置 配置人員: 4人×2日=8人(内、交通誘導員A 人) |
| | 2. 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 近接公共施設名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 施工時間: <input type="checkbox"/> 作業制限 制限を受ける工種: 制限内容: |
| | 3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 設置期間: |
| | 4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 本工事の請負者 <input type="checkbox"/> 工期当初より指名予定 <input type="checkbox"/> 工期途中より指名予定(今後別発注工事があった場合) <input type="checkbox"/> 関連他工事の請負者 () |
| | 5. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |
| 5. 工事用道路関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small> | 1. 一般道路(搬入路)の使用制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 経路 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用期間 () <input type="checkbox"/> 使用時間帯 () <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 |
| | 2. 仮設道路の設置条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 構造・延長等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 安全施設等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 |
| | 3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|--|---|---|
| 6. 仮設備関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small> | 1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件: |
| | 2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 構造・設計条件 <input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法の指定 工法名: <input type="checkbox"/> 設計条件の指定 制約事項: |
| | 3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |
| 7. 建設副産物関係 | 1. 建設発生土搬出先の受入条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 押土・整地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 受入側の制約 制約事項: |
| | 2. 建設廃棄物の処理条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 処理施設の指定 施設名: <input type="checkbox"/> 受入側の制約 制約事項: <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 3. その他 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 内容:本工事で発生する切削殻は島根宇部アスファルト合材へ運搬し処分する。 |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|--|--|--|
| 9. 排水工 (汚水処理を含む) ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。 | 1. 汚水・泥水の排水制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容 |
| | 2. 水質調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 調査項目 |
| | 3. 水中ポンプ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 口径: 台数: <input type="checkbox"/> 常時排水 <input type="checkbox"/> 作業時排水 |
| | 4. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 内容: |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|----------|---|--|
| 10. 薬液注入 | 1. 薬液注入 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし | 工法区分： 注入材料 <input type="checkbox"/> 溶液型 <input type="checkbox"/> 有機 <input type="checkbox"/> 無機 <input type="checkbox"/> 懸濁型 <input type="checkbox"/> 瞬結 <input type="checkbox"/> 中結 <input type="checkbox"/> 長結 施工範囲 対象土量： m ³ 対象範囲の土質： 削孔 削孔間隔及び配置： 削孔総延長： 削孔本数 注入量 総注入量： 土質別注入率： その他 |

施工条件書

| 明示項目 | 明示事項 | 制約条件等 |
|---------|---|---|
| 11. その他 | 1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 場所: 期間: |
| | 2. 現場発生品 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 品名: 引渡場所: 運搬距離: |
| | 3. 植栽保険 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 樹木名・本数等: |
| | 4. 中間検査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 検査回数: <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 |
| | 5. 部分使用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 部分使用範囲: 目的: 部分使用期間: |
| | 6. 技術管理上特に必要な資料 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 資料名: |
| | 7. 台帳の作成 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 対象台帳:別添 作成対象台帳一覧参照 |
| | 8. 遠隔臨場試行要領の適用 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 受発注者協議のうえ適用の可否を確認 島根県技術管理課HP: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/ |
| | 9. 島根県検査書類限定型工事試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 「島根県検査書類限定型工事試行要領」に基づき、受発注者協議のうえ適用 の可否を確認 島根県技術管理課HP: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/ |
| | 10. その他 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 内容: (情報共有システムについて) ・当初設計額5千万未満の工事においても、受注者が情報共有システム(以下、システム)の利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。システムの利用に当たっては、実施要領に従い、適正に実施すること。 (県道及び市道との交通規制の調整) ・本工事区間を通行規制することで影響を受ける県道美保関八束松江線の管理者(松江県土整備事務所)及び市道臨港道路江島連絡線等の管理者(松江市都市整備部道路課)に事前に規制状況を共有し、密に調整を図ること。 |

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、江島地区江島幹線（改良）工事（国補正）において適用する。

(着工前調査及び舗設計画)

第2条 本工事の施工位置（起終点）は着工前測量前に監督員に確認し、その承諾を得ること。

- 2 起終点の確認後速やかに着工前測量を行い、補修内容を含む舗設計画（以下「舗設計画」という。）を作成し監督員に提出すること。なお、当初設計において補修内容を別添数量総括表のとおり計画しているが、舗設計画作成に当たって現地精査による考察を反映しより効果的な補修内容を監督員と協議して決定するものとする。これにより変更となる数量及び内容は変更設計の対象とする。また、数量総括表は概算であるため、補修内容を変更しない場合であっても現地精査により数量（区画線工等を含む）が変更となる場合は、監督員と協議すること。これにより変更となる数量は設計変更の対象とする。
- 3 縦断計画において縦断勾配は、既設舗装の縦断勾配と同等となるよう調整すること。着工前測量の結果局所的に沈下等が認められる場合は、前後のつながり等を勘案して計画し、必要な補修等については監督員と協議すること。
- 4 横断計画において横断勾配の設定は既設舗装面の勾配が道路構造令で定められている基準を準拠するものとし、それを著しく満たさない場合は、AS 安定処理を提案する等して勾配の修正を図ること。
- 5 当初設計では、該当する補修工事の代表的な断面において施工厚を決定している。よって、現地状況をよく確認し、当初設計によりがたい場合（既設構造物とのすり付けにより OL 厚との整合がとれていない等）は、計画の変更について監督員と協議すること。
- 6 切削オーバーレイ工において路面切削を行うことにより既設舗装面のクラックを除去することを想定しているが、クラックが切削面に著しく露頭する場合は切削後の路面クラックの調査を実施し、局部打ち替え及びクラック抑制シートの施工を検討し、必要資料を整理（写真、施工位置、施工量）した上で監督員と協議すること。
なお、クラック抑制シートはガラス基材等のもので再生合材として利用可能な製品を使用するものとする。
- 7 着工前測量の際に占用構造物（マンホールなど）を調査し、舗設計画によって占用者との調整が必要な場合には速やかに監督員に申し出ること。

(施工計画)

第3条 施工計画を速やかに作成し、施工区域に関係する占有者及び地区との協議により日程などを調整する。なお、施工区間がバス路線であるときはバス会社との協議が必要となるためバスの運行時間を考慮しておくこと。

(施工における留意点)

第4条 オーバーレイ工の施工日については、降雨時の施工とならないよう天気予報等の情報を十分勘案して計画するものとする。降雨時の施工を行った場合に舗設のやり直しを指示する場合もあるので、施工日の天候については特に注意すること。

- 2 横断歩道部における歩道とのすりつけについて段差が出来ないように考慮して舗設を行うこと。また、オーバーレイ工における路肩処理についても段差が出来ないように施工とすること。
- 3 路面切削時の粉塵等による道路の汚損、周囲への影響を防止するため、路面清掃等の措置を十分に行うこと。
- 4 路面切削機の運搬については、他工事で別途発注の舗装補修工事と調整する必要があるため、着手時に監督員と協議の上決定することとし、必要に応じて設計変更する。

(交通規制)

第5条 交通規制などが想定される場合、関係地区（県道沿いだけでなく交通規制により影響が及ぶことが想定される地域）に工事内容及び交通規制内容について周知すること。

(通行者への周知)

第6条 施工区間の近傍の交差点付近などには、施工日（交通規制開始日）の1週間前から工事予告看板（交通規制の具体的日時を明記）を設置し、通行者に周知すること。なお、予告看板は通行者が規制内容を認識し易いように工夫したものとすること。

(交通解放の方法)

第7条 施工日が複数日に渡り、施工途中において交通開放する場合については、二輪車を含む車両の走行に配慮した措置をとるものとし、看板等より工事区間での走行への注意喚起を図ること。

(その他)

第8条 本特記仕様書に定めていない事柄について疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議を実施し、その指示を受けること。

図面

